



きりん通信No.130

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

10
2026

2026 年(令和 8 年)10 月号

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

コラム

やっぱり気になる、隣の給与

今月から多くの地域で令和 8 年最低賃金が適用されています。加重平均 1, 177 円。私が開業した 2009 年は 713 円でした。昨年 1, 121 円からは、56 円増です。完全週休 2 日、1 日 8 時間労働の場合の月給に換算すると、9, 706 円の昇給となります。

先月号で、労働分配率や売上高人件費率の考え方をご紹介したところ、「社員の給料をどう上げるべきか、自社の給料はいったい高過ぎるのか低いのか?」という切実なご相談が多数寄せられました。

自社の売上や利益を基に、何割くらいを人件費に充てるのが適正なのか?という指標はさておき、実際、他企業はどのくらいの給料を払っているのか?というご質問も大変多かったため、今回は、賃金の統計資料をご紹介します。

最新の統計資料は、令和 8 年 9 月公表の令和 7 年分の賃金統計となります。

国 税 庁 民 間 給 与 実 態 統 計 調 査 結 果

1. 国税庁の民間給与実態統計調査は、国税庁が毎年実施している国の基幹統計調査です。ニュースなどで「日本の平均年収は・・・」と報じられる際、最も多く引用される代表的なデータになります。

令和 7 年 12 月 31 日現在の給与所得者数は、6, 080 万人、民間事業者の支払給与総額は、247 兆 6, 479 億円。

【事業所規模別 全業種全年齢 平均年収(賞与を除く)】

単位 万円

	全規模平均	5 人未満	5~10 人未満	10~30 人未満	30~100 人未満	100~500 人未満	500~1000 人未満	1000~4999 人
計	411.8	360.0	381.5	408.6	393.4	399.5	423.8	450.0
男	500.6	443.6	475.6	495.5	469.9	474.4	509.0	545.9
女	295.0	261.2	266.6	295.5	292.2	297.7	311.6	316.6

【業種別 全規模全年齢 平均年収(賞与を除く)】

単位 万円

全業種	建設業	製造業	卸売/小売業	飲食/宿泊	金融/保険	運輸	医療/福祉	サービス
412	504	461	356	259	553	423	371	356

【年齢別 全規模全業種 平均年収(賞与含む)】

単位 万円

	全年齢平均	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70 歳~
計	487	280	425	462	503	531	550	568	573	481	375	308
男	597	294	460	529	598	648	683	715	734	613	474	382
女	342	265	383	376	362	370	377	376	357	307	238	210

厚 生 労 働 省 毎 月 勤 労 統 計 調 査 令 和 8 年 8 月 分 結 果 速 報

2. 厚労省の毎月勤労統計調査は、厚労省が毎月実施している、こちらも国の基幹統計調査です。ニュースで頻繁に報じられる「実質賃金が〇か月ぶりにプラスに転じた」という報道の元になるデータです。

この統計資料は、企業規模別や雇用形態別、業種別の賃金のほか、労働時間の推移などの集計もありますが、ここでは業種別一般労働者の賃金(月収)をご紹介します。(パートタイマーを除く) ※国税庁データは年収です。

単位 千円

全業種	建設業	製造業	卸売/小売業	飲食/宿泊	金融/保険	運輸	医療/福祉	サービス
399	447	399	401	330	502	384	362	324

人 事 院 令 和 8 年 国 家 公 務 員 給 与 勧 告

3. 人事院勧告とは、中立な第三者機関である「人事院」が毎年、民間企業の給与を細かく調査し、公務員の給与を民間の水準に合わせるよう国会と内閣に勧告する制度です。ご参考までに国家公務員の月収をご紹介します。

単位 千円

地方・高卒	地方・大卒	地方・係長	地方・課長	本府省・大卒	本府省・係長	本府省・課長	平均	本府省・局長	事務次官
209.8	241.5	331.7	441.5	312.6	367.7	877.4	443.5	1205.0	1565.0

重要
要チェック

厚労省 カスハラ、求職者等セクハラも盛り込んだ 「ハラスメントの防止に関する規定」の例を公表 ～求職者セクハラ編～

厚生労働省から公表された「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット（令和8年7月更新）」において、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントに加えて、**令和8年10月から防止措置が義務付けられる「カスタマーハラスメント」、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」**の内容も盛り込んだ「ハラスメントの防止に関する規定」の例が紹介されています。

先月はカスハラ対策について要約してお伝えしました。今月は求職者セクハラについて確認致します。

……………男女雇用機会均等法改正 第13条第14条 2026年10月施行……………

★13条と14条が新設されました。

13条・・・採用担当者等による、求職者等へのセクハラが起こらないようにすべし！

14条・・・国、事業主の責務、労働者（採用担当者等）の努力義務を明記した。

……………結局のところ、何をしなくちゃいけないの??……………

(1) 求職者セクハラの実態を押さえましょう！

事業主が雇用する労働者（採用担当者等）による「性的な言動」により、求職者等の求職活動等が阻害されるもの

①求職活動の例：SNS等のオンライン上のもの / 企業採用面接 / 就職説明会 / インターンシップ / OB訪問 / 教育実習・看護実習等

②性的な言動の例：性的な事実関係を尋ねる / 性的な内容を意図的に流布 / わいせつな図画を配布 / 必要なく体に触る / 性的な関係を強要 等

(2) 以下の措置を必ず講じる必要があります。実際にやるべきことはこれ！

①方針等の明確化・周知・啓発（社員および求職者） ②相談体制を整備して周知（社員および求職者）

③事後の迅速かつ適切な対応 ④相談者のプライバシー保護および周知・協力した社員への不利益禁止および周知

※なんとも当たり前の事のように感じますが、上記の事は、必ず制度整備しておくことが義務となりました。

※カスハラ対策と共に、規程を整備し備えておく必要があります。対応に不安がある場合は、きりん事務所までお問い合わせください。

重要
要チェック

無理な取引「しわ寄せ」を防止しましょう！！ 厚労省・中小企業庁・公正取引委員会等の取り組み

トップ記事のコラムにあるように、大企業と中小企業の賃金には、まだまだ大きな開きがあります。大企業が賃上げや労働時間削減を進める「しわ寄せ」が、下請け等中小事業者に強いられないよう、国は大企業に働きかけをしています。

労働時間を削減しつつ賃上げを実現するのは、アラジンの魔法のランプでもなければ難しい問題です。国が大企業にどのような働きかけを行っているかを知り、国の力も利用しつつ、適正な料金改定など対等な取引を実現していきましょう。



(1) 受託中小企業振興法・・・発注側と受注側が守るべき望ましい取引基準を定めています。主なポイントは次のとおりです。

①価格交渉・価格転嫁・・・原材料、労務費などの上昇分について、定期的に協議し適正に価格反映させること

②不当なしわ寄せの防止・・・短納期発注や頻繁な仕様変更の押し付けや、変更費用・保管費用の適正な負担

③支払方法の改善・・・約束手形による支払いは禁止。現金払いが原則

※委託事業者は、中小受託事業者が労基法違反とならないよう配慮する義務がある

※短納期、追加発注、仕様変更などを行う場合の増大コストを発注側が負担すること 等も盛り込まれました。

※国の調査員（取引Gメン）が価格交渉に応じないなどの発注事業者に対して指導・助言・勧奨を実施しています。

(2) 中小受託取引適正化法（取適法）・・・最低限守るべきルールを定めた規制法

2026年1月から「下請法」から「取適法」となり、価格転嫁の義務が強化されています。

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーンです。ご興味のある方は「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。

◆マイケル・E・ガーバー氏の名言◆

【 事業とはゲームのようなものである 】

弊社が開発している、人事評価制度「KiPRO（商標出願中）」（旧きりん式成長支援プログラム）の根底とも言える言葉です。ゴルフのように、広い山に穴けた小さな穴にボールを入れるだけのスポーツが、あんなに楽しくなるのですから、ルール次第では事業も仕事も、最高に楽しいアドベンチャーになるはず！ KiPRO はそんなお話から始まります。

1つの「出来事」を「我慢する」のか「楽しむ」のか。それは心の持ちようひとつで、いかようにも変わります。

今月は、1年で一番の繁忙期となる年末調整を目前に、気合を込めて選びました。

マイケル・E・ガーバー氏の著書「はじめの一歩を踏み出そう」より